



様式第 16 号(第 12 条関係)

令和 5 年 4 月 26 日

三豊市長 山下 昭史 様

所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 127

名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊詫間

氏 名 理事長 猪 兒 勇 二

電話番号 : 0875-83-3639

### 地域内分権推進交付金実績報告書

令和 4 年 4 月 1 日付け三政地第 5 号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

1. 実績報告額 12,962,724 円
2. 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 決算監査報告書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 財産目録
  - (5) 収支計算書
  - (6) 全役員名簿
  - (7) 事業年度末の定款又は規約
  - (8) その他市長が必要と認める書類  
助成金交付要綱

# 令和4年度の事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間

## 1.事業の報告

移譲業務については、従来の窓口サービス、行政サービスを低下させることなく執行してきた。

又、自主事業については、環境美化推進事業や防災に関するイベントを開催し、まちづくり推進隊に対する理解と協力を得る為に、行政と協力し、交通安全キャンペーン等、諸行事に積極的な参加を促すと共に、広報紙の発行、ホームページ及びフェイスブックを常々にリニューアルし、広報啓発活動の推進に努めた。

自主事業を企画立案する3部会の活動は、「交通安全教育支援」、「まち歩きで創る人の輪」、「瀬戸内国際芸術祭支援」等、会員の参画を促し、自主的なまちづくりを推進することができた。

しかし、本年度においても昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延を考慮するなど縮小された事業展開を余儀なくせざるを得なかった。

## 2 移譲業務

自治会活動との連携に関する事業

事業名	自治会連合会詫間支部事務局							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会連合会詫間支部の運営に関する一切の事務 (総会は4/16 書面議決とした。研修会7/25(伊方ビジターズハウス)、11/25(淡路北淡震災記念館及び神戸・人と防災未来センター)、役員会の開催(4月-3月 4回開催)</li> <li>自治会長からの要望事項に関する連絡調整に関すること。</li> <li>広報「みとよ」等自治会配布物の手配に関すること。</li> <li>三豊市行政サービスを詫間町全域の住民に対する提供業務の推進。</li> <li>行政と住民との連携、住民力の向上に資する。</li> </ul>							
実施日時	通 年							
実施場所	詫間町全域							
参加者・受益者	自治会長及び詫間町住民							
役務提供者	自治会連合会詫間支部自治会長、役員及び事務局員							
決算額	収入額		295,000	円	支出額		295,000	円
	内訳	交付金	295,000	円	内訳	支払助成金	295,000	円
					(自治会連合会詫間支部(別会計)へ支払う、@5千円 x 自治会数 59)			

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区衛生組織連合会詫間支部の運営に関する一切の事務を行った。 (総会は4/16 書面議決とした。役員会の実施等)</li> <li>・家庭排水路清掃助成事業に関して、補助金を交付した。(30自治会39件)</li> <li>・ごみステーション設置補助事業に関して、補助金を交付した。(5件)</li> <li>・環境保全活動の推進に関すること。(散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、粗大ごみ・分別収集等、カールアップ貸出)</li> <li>・資源回収(1~6分館 年3回)の実施に関する一切の事務を行った。 第1回 5月~6月 第2回 10月~11月 第3回 1月~2月</li> <li>・田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。</li> <li>・さぬき瀬戸クリーンリレー2022及び3000万人瀬戸内海クリーン大作戦の実施。</li> </ul>								
実施日時	通 年								
実施場所	詫間町全域								
参加者・受益者	詫間町住民								
役務提供者	地区衛生組織連合会詫間支部地区衛生委員、役員及び事務局員								
予算額	収入額		0		円	支出額	0		円
	内訳	交付金				内訳	地区衛生組織連合会詫間支部(別会計)として実施		

事業名	防犯・防災事業								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全啓発街頭キャンペーン 4/8(27名参加) 7/5(台風接近により中止) 9/30(34名参加)</li> <li>・三豊交通安全ボランティア活動推進連絡会に関すること。</li> </ul>								
実施日時	通 年								
実施場所	旧詫間庁舎交差点前・詫間町全域								
参加者・受益者	詫間町住民				延人数	500 人			
役務提供者					実人数	3 人			
					延人数	100 人			
決算額	収入額		7,838		円	支出額	7,838		円
	内訳	交付金	7,838		円	内訳	食糧費		7,838 円

事業名	公共施設管理事業								
事業内容	詫間町内6施設について、以下の業務を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品補充、・軽微な修繕</li> </ul>								
実施日時	通 年								
実施場所	自然休養村センター、粟島開発総合センター、詫間ふれあい交流館 第4分館老人憩いの家、大浜老人憩いの家、志々島老人憩いの家								
参加者・受益者	詫間町住民								
役務提供者	事務局								
決算額	収入額		109,452		円	支出額	109,452		円
	内訳	交付金	109,452		円	内訳	消耗品費	34,252 円	
							修繕費	75,200 円	

3 自主事業

地域住民の交流に関する事業

事業名	コミュニティ施設指定管理事業							
事業内容	<p>松崎コミュニティセンターと箱浦ビジターハウスは、それぞれの地区に唯一属するコミュニティ施設であり、地域住民の自発的行動に大きな役割を担っていることから、利用者の利便性を図るため、軽微な施設の修理・保全を行った。</p> <p>地域住民自らが主体となり、豊かで住みやすい地域を創造するため、施設を利用した住民の交流を促進してきた。地域のつながりをさらに深めながら、活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図る様々な催しを展開し、新たな公共サービスのさらなる充実を目指す両施設の運営に注力した。</p>							
実施日時	通年							
実施場所	松崎コミュニティセンター、箱浦ビジターハウス							
参加者・受益者	詫間町住民							
役務提供者	受託管理団体							
決算額	収入額		4,969,272	円	支出額		4,969,272	円
	内訳	受託事業収益	4,490,000	円	内訳	業務委託費	1,793,185	円
		雑収益	14,951	円		諸謝金	3,000	円
		受取利息	12	円		使用料	34,957	円
		受取負担金	197,800	円		通信運搬費	151,165	円
		事業収益	64,495	円		消耗品費	106,187	円
		受取寄付金	14	円		修繕費	58,938	円
		受取助成金	202,000	円		水道光熱費	1,651,091	円
						保険料	49,110	円
						租税公課	299,000	円
						給料手当	607,704	円
						翌年度繰越金	214,935	円

地域住民の交流に関する事業

事業名	広報・公聴活動事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内分権を推進する為の広報広聴活動を促し、住民意識の高揚、醸成に努めた。</li> <li>・ホームページ及びフェイスブックのリニューアルによる情報発信。</li> <li>・「まちだより」 7月/1月2回発行</li> <li>・地域戦略課 理事研修：「2/16(木)地域内分権制度とは」を実施した。</li> </ul>							
実施日時	通年							
実施場所	詫間町内							
参加者・受益者	詫間町住民							
役務提供者	事務局							
決算額	収入額		298,801	円	支出額		298,801	円
	内訳	交付金	298,801	円	内訳	業務委託費	77,000	円
						印刷製本費	198,220	円
						通信運搬費	10,214	円
						消耗品費	3,622	円
						研修費	7,985	円
						賃借料	1,760	円

事業名	志々島活性化事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアグループによる第1回月の草刈りを30日に開催。49名が参加。詫間町公民館、志保山会、健康度向上部会で清掃を行った。</li> <li>・第2回は12月2日のボランティア、詫間町公民館、健康度向上部会 41名が参加。</li> <li>・大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等の遊歩道の確保、景観確保のための草刈り整備は地元住民で年4回、横尾の辻への歩道の草刈りを行い来島者の安全を確保した。</li> </ul>							
実施日時	通年							
実施場所	志々島の大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等							
参加者・受益者	来島者	延人数	2,000	人				
役務提供者	健康度向上部会会員、詫間町公民館関係者、志々島大楠保存会 ボランティアグループ	実人数	90	人				
		延人数	120	人				
決算額	収入額		191,093	円	支出額		191,093	円
	内訳	交付金	191,093	円	内訳	業務委託費	65,000	円
						諸謝金	37,500	円
						通信運搬費	1,260	円
						旅費交通費	28,070	円
						消耗品費	23,674	円
						車両燃料費	13,589	円
						賃借料	22,000	円

事業名	環境美化活動推進事業							
事業内容	<p>環境美化活動を推進する為に、次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内一斉清掃 各自治会単位で実施。</li> </ul> <p>1回目 7月10日(日)・2回目 12月11日(日)</p>							
実施日時	上記							
実施場所	詫間町全域							
参加者・受益者	詫間町住民	延人数	6,000	人				
役務提供者	詫間町住民	実人数	1,500	人				
		延人数	3,000	人				
決算額	収入額		270,160	円	支出額		270,160	円
	内訳	交付金	270,160	円	内訳	業務委託費	270,160	円

事業名	自主防災活動推進事業							
事業内容	日頃の防災、減災に対する意識を継続する必要性を啓発するために次の事業を行った。 ・防災に関するイベント（防災フェスタ2022）の開催については三豊市危機管理課との協同により、充実した運営が出来た。 ・開催会場は三豊市立詫間小学校運動場・体育館で行い、代表自治会（浜田・本村中）の住民参加による避難訓練が行われた。							
実施日時	11月6日（日）8時～13時							
実施場所	詫間小学校運動場・体育館							
参加者・受益者	防災フェスタ2022実行委員会委員・役員					延人数	300人	
役務提供者	防災フェスタ実行委員会、公民館、地区社協、自治会長代表、 三豊市総務部危機管理課					実人数	50人	
						延人数	100人	
決算額	収入額		56,630	円	支出額		56,630	円
	内訳	交付金	56,630	円	内訳	業務委託費	2,548	円
						諸謝金	7,716	円
						会議費	15,864	円
						通信運搬費	12,600	円
						消耗品費	6,010	円
						食糧費	852	円
						車両燃料費	3,960	円
						賃借料	7,080	円

事業名	交通安全教育支援事業							
事業内容	新型コロナウイルス感染症拡大が懸念され、積極的活動は自粛する中、町内小学校6年生に交通安全標語の募集をした。 詫間小学校 73本、松崎小学校 20本 計93本、作品の応募があり、最優秀賞1、優秀賞3、佳作10本を顕彰した。							
実施日時	令和4年8月～11月							
実施場所	各小学校							
参加者・受益者	各小学校6年生学童93名及び教員一同					延人数	95人	
役務提供者	健康度向上部会					実人数	25人	
						延人数	60人	
決算額	収入額		91,334	円	支出額		91,334	円
	内訳	交付金	91,334	円	内訳	諸謝金	3,000	円
						消耗品費	88,334	円

事業名	地域安全推進事業							
事業内容	詫間町内でもイノシシを筆頭に、害獣による農業被害や生活環境被害が深刻化している。新型コロナウイルス感染症が拡大する懸念があったため狩猟免許試験の予備講習会を開催することが出来なかった。							
実施日時								
実施場所								
参加者・受益者						延人数	0人	
役務提供者	健康度向上部会					実人数	3人	
						延人数	3人	
決算額	収入額		0	円	支出額		0	円
	内訳	交付金	0	円	内訳		0	円

事業名	「まち歩きで創る人の輪」推進事業							
事業内容	<p>・毎月第2・第4火曜日の2回、ラジオ体操の後に町内外を1時間～1時間30分、ウォーキングを行い、毎回20～30人が参加して、健康増進につなげている。3/28には、里山マップ連携事業として、三崎半島をウォーキングの後、仁老浜海岸の清掃を松本光春商店様4名、地区衛生詫間支部1名、計27名が参加し、海岸線でだけでなくテトラポット内の蓄積している海ごみを40kg回収した。</p> <p>・市外ウォーキングとして栂川ダムウォーキングを行い、高松市塩江町の栂川ダムについて香川県栂川ダム管理事務所の方に説明いただいた。(11/22 39名参加)</p>							
実施日時	通年							
実施場所	詫間町、三豊市、高松市 他							
参加者・受益者	健康度向上部会員、詫間町民、三豊市民、松本光春商店				延人数	535人		
役務提供者	健康度向上部会員、香川県栂川ダム管理事務所 他				実人数	20人		
					延人数	70人		
決算額	収入額		108,824	円	支出額		108,824	円
	内訳	交付金	57,836	円	内訳	業務委託費	2,200	円
		受取負担金	50,988	円		旅費交通費	105,860	円
						消耗品費	764	円

事業名	健康講演会の開催及びがん検診の推進活動事業							
事業内容	<p>・終息してきたが新型コロナウイルスの感染防止のため、大人数を集客予定だった講演会は中止した。</p> <p>・参加者を限定し、健康増進が期待できる「ミニ講演会」を2回開催した。(まちづくり推進隊高瀬会員の鍼灸師の方を講師に第一回「免疫力を高める」(21人参加)、第二回「肩こり解消法を知る」(26名参加)と題し、血の巡りについて、免疫について、体の構造と動かし方など、様々な角度から体を知って健康維持を図る方法を聞いた。</p> <p>開催のためにチラシ、ポスター等の原案作り等を行った。</p>							
実施日時	1月10日、1月24日							
実施場所	松崎コミュニティセンター							
参加者・受益者	参加者				延人数	47人		
役務提供者	健康度向上部会員、まちづくり推進隊高瀬				実人数	4人		
					延人数	8人		
決算額	収入額		30,000	円	支出額		30,000	円
	内訳	受取負担金	4,400	円	内訳	諸謝金	20,000	円
		交付金	25,600	円		消耗品費	10,000	円

事業名	里山巡りで健康づくり事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山者が増加した町内の里山を更にPRするため、減少した里山マップの第三版として各2000部を増刷し、7種類を各所に配布した。(三豊市観光交流局・マリンウェブ他)</li> <li>・託問保育所5歳児20名と父兄が参加して3/17に高尾木山登山。託問町公民館第3分館役員とともに登山補助を行った。また整備を託問町公民館第3分館において2回(12/4・3/5)行った。</li> <li>・里山マップ連携事業として、3/28に部会員22名が三崎半島ウォーキングの後、仁老浜海岸清掃した。</li> </ul>							
実施日時	通年							
実施場所	高尾木山、紫雲出山、横尾の辻、城山、三崎灯台 他							
参加者・受益者	託問保育所、託問町民、三豊市民、登山者				延人数	350	人	
役務提供者	健康度向上部会、託問町公民館第3分館				実人数	42	人	
					延人数	92	人	
決算額	収入額		352,480	円	支出額		352,480	円
	内訳	交付金	352,480	円	内訳	諸謝金	26,000	円
						印刷製本費	326,480	円

事業名	健康づくり農園管理事業							
事業内容	6区画のうち全区画が利用され、1年を通して季節の農産物の栽培に取り組み、健康増進に役立っている。							
実施日時	通年							
実施場所	池尻地区の健康づくり農園							
参加者・受益者	託問町民利用者				延人数	6	人	
役務提供者	健康度向上部会会員				実人数	3	人	
					延人数	10	人	
決算額	収入額		21,000	円	支出額		21,000	円
	内訳	受取負担金	21,000	円	内訳	水道光熱費	13,860	円
						賃借料	6,480	円
						繰越金	660	円

事業名	健康づくり推進事業							
事業内容	「地域農産物をつかった保存食品の作り方」と題し、地元農家さんを講師に迎え、料理教室を開催した。							
実施日時	10月11日							
実施場所	松崎コミュニティセンター							
参加者・受益者	参加者				延人数	25	人	
役務提供者	健康度向上部会				実人数	4	人	
					延人数	6	人	
決算額	収入額		0	円	支出額		0	円
	内訳		0	円	内訳		0	円



事業名	まちの魅力づくり発信拠点事業					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月4日開催の第17回箱裏マルシェは感染防止対策を行い、開催。27店舗が出店し、500人に及ぶ来場者が訪れ、まちの魅力向上、地域製品の知名度向上につながった。</li> <li>・5年目となった箱浦ビジターハウスでの理美容caféは偶数月に開催。計35名が理容に訪れ、物販や地域の憩いの場としての利用にのべ48人が利用。年々高齢化が進んでいる地域の方に活用され、高い必要性の中運営できた。</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭開催にあたり、詫間町内に来訪する人に対し、町内飲食店を利用してもらうため、3年前に作成した「TAKUMAP」を改版した。再掲載店、新規店あわせて39店舗を掲載したものを7000部発行し、掲載店の他、主要場所（三豊市観光交流局、詫間駅、マリンウェーブ他）に設置した。</li> </ul>					
実施日時	4月～2月					
実施場所	箱浦ビジターハウス 他					
参加者・受益者	詫間町住民 参加者				延人数	1,500人
役務提供者	魅力度向上部会 箱裏マルシェ出店者				実人数	65人
					延人数	100人
決算額	収入額		62,850円	支出額		62,850円
	内訳	交付金	62,850円	内訳	業務委託費	20,000円
					諸謝金	17,500円
					印刷製本費	19,250円
					通信運搬費	840円
					租税公課	4,000円
					賃借料	1,260円

事業名	観光農園推進事業					
事業内容	平成29年度より箱地区にある耕作放棄地において、鳥獣被害にあわない農園づくりを目指し活動。新型コロナウイルスのため、一般の参加者を募っての収穫体験等は中止し、部会員のみで活動した。収穫物については、理美容café、箱裏マルシェ、SNSでの購入希望者募集など、地域住民の方に販売した。					
実施日時	通年					
実施場所	箱地区、箱浦ビジターハウス 他					
参加者・受益者	購入者				延人数	40人
役務提供者	魅力度向上部会、地域住民 他				実人数	8人
					延人数	45人
決算額	収入額		134,910円	支出額		134,910円
	内訳	交付金	134,910円	内訳	業務委託料	108,000円
					諸謝金	4,000円
					消耗品費	12,070円
					租税公課	2,400円
					車両燃料費	2,440円
					賃借料	6,000円

事業名	島文化継承推進事業							
事業内容	令和4年度に開催された瀬戸内国際芸術祭において、詫間町の離島の粟島について様々なことを知り、今後もその情報を活かし、活動していく重要性の中、多度津町にある高見島の特性、歴史を知り、今後の島での活動を発展させるため、他島の状況を知っておくことが重要であり、高見島でまちづくり活動されている団体と交流し、高見島の特性、歴史について知る活動を行い、次につなげた。							
実施日時	2月11日							
実施場所	多度津町高見島							
参加者・受益者	魅力度向上部会員 粟島ガイドメンバー（小学生・大学生）	延人数					9人	
役務提供者	高見島 さざえ隊 事務局	実人数					12人	
		延人数					14人	
決算額	収入額	12,800	円	支出額	12,800 円			
	内訳	交 付 金	12,800	円	内訳	諸謝金	5,000	円
					旅費交通費	7,800	円	

事業名	地域資源活用推進事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粟島の漂流物を使った作品作りを行うため、島で素材を収集し、2回ワークショップを行った。その後、島のお土産として瀬戸内国際芸術祭中に訪れた来島者に、漂流物を使ったおみやげを販売した。</li> <li>・地域資源を活用した詫間町の地域特産品製作として、粟島ガイドを行う参加者から島おすすめのスロットや粟島の特色を生かしたデザインを募集し、粟島グッズを作成した。</li> <li>・てぬぐい 200枚 ・粟島キャップ 52個 ・トートバック2種類 50枚 ・缶バッジ 8種類 1200個 ・マスキングテープ12mm 380個</li> <li>・商品は粟島で行われた瀬戸内国際芸術祭秋会期にて販売、多くの方に商品と共に粟島について説明することができた。会期後は、粟島のル・ポール粟島にて販売を委託し、継続中。</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭の期間中、作品のひとつである一昨日丸の運行イベントのガイドを21回行い、約300の方に特色ある粟島について説明し、粟島の魅力を伝えた。</li> </ul>							
実施日時	5月28日 7月23日 8月6日 10月1日～11月6日							
実施場所	粟島、松崎コミュニティセンター							
参加者・受益者	参加者 魅力度向上部会員 粟島ガイド	延人数					135人	
役務提供者	魅力度向上部会員 粟島ガイド	実人数					35人	
		延人数					65人	
決算額	収入額	41,951	円	支出額	41,951 円			
	内訳	交 付 金	41,951	円	内訳	旅費交通費	17,490	円
					諸謝金	5,000	円	
					消耗品費	19,461	円	

事業名	デジタル活用事業						
事業内容	・2月15日に「デジタル推進委員になろう勉強会」を開催、8名が参加し、①デジタル推進委員について、三豊市 市民課長より②マイナンバーカードの利便性、③マルチコピー機を使っの証明書発行方法を聞き、体験した。 ・まちづくり推進隊託問がデジタル推進委員申請団体として申請を行い、11名がデジタル推進委員に任命された。						
実施日時	2月15日、3月30日						
実施場所	マリンウェーブ、三豊市役所託問支所						
参加者・受益者	魅力度向上部会員		延人数		19	人	
役務提供者	三豊市市民課長、事務局		実人数		4	人	
			延人数		5	人	
決算額	収入額		1,760	円	支出額		1,760 円
	内訳	交 付 金	1,760	円	内訳	賃 借 料	1,760 円

事業名	瀬戸内国際芸術祭支援事業							
事業内容	・コロナ禍で開催の瀬戸内国際芸術祭秋会期会場の粟島へ来島者の増加が見込まれるため、関係人口の増加を目指し、粟島の地域資源を活かした島の新たな魅力や観光資源となる素材を調査発信。また、島の魅力を語り継げる島ガイドの養成や来島者の滞在時間をのばし、関係交流人口の拡大に繋げられる観光シーズ資源化マップ（粟島志々島マップ）を3500部作成。 ・9年前から粟島の芸術作品となっている漂流郵便局。瀬戸芸期間中の土日祝の14日間に入場受付窓口を行い、入場整理、局内の混雑緩和を行った。							
実施日時	5月～11月							
実施場所	粟島 マリンウェーブ 松崎コミュニティセンター							
参加者・受益者	魅力度向上部会員 粟島ガイド 瀬戸芸来島者		延人数		3,960	人		
役務提供者	魅力度向上部会会員 粟島島民 久保田沙耶		実人数		50	人		
			延人数		320	人		
決算額	収入額		835,310	円	支出額		835,310 円	
	内訳	交 付 金	391,450	円	内訳	業務委託費	205,580	円
		受取負担金	32,860	円		諸謝金	44,000	円
		受取助成金	411,000	円		印刷製本費	141,350	円
		離島人材育成基金				旅費交通費	287,350	円
				通信運搬費		10,813	円	
				消耗品費		73,967	円	
				保険料		24,930	円	
			賃借料	47,320				

その他目的の為に必要な事業

事業名	テント貸出事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用している簡易テントに破損が見られたため、部会メンバーで部品の交換、修繕を行った。</li> <li>・箱裏マルシェでは20台のテントを貸出した。</li> </ul>							
実施日時	12月3日 12月4日							
実施場所	箱浦ビジターハウス 他							
参加者・受益者	箱裏マルシェ出店テント利用者	延人数	20	人				
役務提供者	魅力度向上部会会員	実人数	10	人				
		延人数	14	人				
決算額	収入額	10,000	円	支出額	10,000	円		
	内訳	負担金収入	10,000	円	内訳	諸謝金	1,500	円
						消耗品費	6,286	円
						賃借料	1,440	円
						繰越金	774	円

まちの魅力向上に関する事業

事業名	グッズ販売事業						
事業内容	「粟島歩き遊遊」（平成26年作成）20冊、みとよカレンダー（三豊市観光交流局作成）26冊の販売を行った。						
実施日時	6月～2月						
実施場所	詫間町全域						
参加者・受益者	参加者						
役務提供者	魅力度向上部会 事務局	実人数	5	人			
		延人数	8	人			
決算額	収入額	13,500	円	支出額	0	円	
	内訳	雑収益	5,500		内訳		
		事業収益	8,000				

その他目的の為に必要な事業

事業名	まちづくり活動助成事業							
事業内容	地域の課題を解決する為に、地縁団体等が実施するまちづくり活動や地域を活性化させる為に各種団体が開催するイベント等、活力あるまちづくりに資するユニークな事業や活動に対して、1件10万円を限度として、予算の範囲内で助成金を交付し地域の活動を支援する事業として展開したが、本年度は0件であった。							
実施日時	通年							
実施場所								
参加者・受益者						延人数	2	人
役務提供者						実人数	2	人
						延人数	2	人
決算額	収入額	0	円	支出額	0	円		
	内訳	交付金	0	円	内訳	支払助成金	0	円

事業名	まちづくり塾推進事業					
事業内容	・平成25年度から継続している「まちづくり塾」において第17回箱裏マルシェの開催時に 出店者同士を繋げ、販売方法、顧客対応、展示方法、商品開発等についてコラボできる機会 を作った。					
実施日時	12月4日					
実施場所	箱浦ビジターハウス					
参加者・受益者	出店者	延人数	60人			
役務提供者	魅力度向上部会	実人数	5人			
		延人数	10人			
決算額	収入額	0	円	支出額	0	円
	内訳	交付金	0	内訳		0

事業名	たくま港まつり協賛会事務局業務受託事業							
事業内容	本年度は新型コロナウイルス感染症の動静を鑑み中止とした。そこで明年度の開催に向け て体制を確認する作業に専念した。 1. 組織名簿の作成 2. 各会議(総会・部会長会・部会)の案内及び資料作成・準備 3. 各申請書(別紙)の作成・届出処理 4. 運営に使用する物品等購入準備 5. 各部会、連絡調整・企画立案した資料作成及び準備							
実施日時	第51回たくま港まつり 8月14日(土) → 中止							
実施場所	詫間町全域							
参加者・受益者	各団体、詫間町住民	延人数	80	人				
役務提供者		実人数	22人					
		延人数	80人					
決算額	収入額	1,000,000	円	支出額	1,000,000	円		
	内訳	受託金	1,000,000	円	内訳	給料手当	464,057	円
					繰越金	535,943	円	

4. 総会、理事会等の開催状況

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間通常総会		
開催日時	令和4年4月23日(金) 13時30分～	出席状況	66名〈出席者24名 書面表決者37名 委任状5名〉
審議及び 議決内容	本年も新型コロナウイルス感染症流行防止対策の中で書面議決体制で開催した。 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算及び監査報告について 第2号議案 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 第3号議案 令和4年度理事14名選任の件 第4号議案 令和4年度監事2名選任の件		

会議名	第1回理事会		
開催日時	令和4年4月23日(金) 14時20分～	出席状況	出席13名
審議及び 議決内容	理事長および副理事長の互選について		

会議名	第2回理事会		
開催日時	令和4年5月19日(木) 18時00分～	出席状況	出席12名
審議及び 議決内容	1. 事務局長の停年(定年)に関する規定について 2. 令和4年度理事会スケジュール(案)について		

会議名	第3回理事会		
開催日時	令和4年6月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席14名
審議及び 議決内容	1. 事務局長の停年（定年）に関する規定について 2. たくま港まつり協賛会との今後の対応方について		
会議名	第4回理事会		
開催日時	令和4年7月14日(木) 18時00分～	出席状況	出席13名
審議及び 議決内容	1. 労働協約改定について (事務局職員の停年（定年）に関する規定について)		
会議名	第5回理事会		
開催日時	令和4年8月18日(木) 18時00分～	出席状況	出席12名
審議及び 議決内容	1. 令和5年度事業計画策定準備について 2. 魅力度向上部会における追加提案事項（瀬戸内国際芸術祭支援事業）		
会議名	第6回理事会		
開催日時	令和4年9月22日(木) 18時00分～	出席状況	出席13名
審議及び 議決内容	1. 令和5年度事業計画の策定に関する進行状況について 2. 事務局職員（たくま港まつり事務局）について		
会議名	第7回理事会		
開催日時	令和4年11月10日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び 議決内容	1. 理事・会員研修等について		
会議名	第8回理事会		
開催日時	令和5年1月19日(木) 18時00分～	出席状況	出席14名
審議及び 議決内容	1. 安全度向上部会における標語募集の結果について 2. 理事研修の考察（地域内分権制度について）		
会議名	第9回理事会		
開催日時	令和5年2月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席12名
審議及び 議決内容	1. 事務局職員の採用状況について		
会議名	第10回理事会		
開催日時	令和5年3月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席14名
審議及び 議決内容	1. 令和5年度総会について 2. 令和5年度理事会、三役会の日程について 3. 文書（案内）送付に係る経費削減、その他について		
会議名	第11回理事会		
開催日時	令和5年4月13日(木) 18時00分～	出席状況	出席13名
審議及び 議決内容	1. 令和5年度通常総会運営について 2. その他		

# 決算報告書

第 11 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和 5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		預り金(源泉所得税)	41,884
小口 現金	40,000	流動負債 計	41,884
普通 預金	2,502,696	<b>負債の部合計</b>	<b>41,884</b>
現金・預金 計	2,542,696	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
流動資産合計	2,542,696	<b>【正味財産】</b>	
<b>【固定資産】</b>		正味 財産	2,684,168
(有形固定資産)		(うち当期正味財産増加額)	439,514
構 築 物	1	正味財産 計	2,684,168
機械及び装置	164,561	<b>正味財産の部合計</b>	<b>2,684,168</b>
什器 備品	18,794		
有形固定資産 計	183,356		
固定資産合計	183,356		
<b>資産の部合計</b>	<b>2,726,052</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>2,726,052</b>



# 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和 5年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

40,000

普通 預金

2,502,696

現金・預金 計

2,542,696

流動資産合計

2,542,696

### 【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

1

機械及び装置

164,561

什器 備品

18,794

有形固定資産 計

183,356

固定資産合計

183,356

資産の部 合計

2,726,052

## 《負債の部》

### 【流動負債】

預り金 (源泉所得税)

41,884

流動負債 計

41,884

負債の部 合計

41,884

正味財産

2,684,168

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

## 《経常収支の部》

### [経常収支の部]

#### 【経常収入】

事業 収入	4,785,400
助成金収入	613,000
受取交付金	12,962,724
負担金収入	493,988
寄付金収入	20
雑 収 入	92,451
売 上 高	72,495
受託事業収入	1,000,000
受取利息収入	38

経常収入 計

20,020,116

#### 【事業費】

給料手当(事業)	1,071,761
業務委託費(事業)	3,097,766
諸 謝 金(事業)	191,464
使 用 料(事業)	34,957
印刷製本費(事業)	741,130
会 議 費(事業)	15,864
旅費交通費(事業)	446,570
通信運搬費(事業)	187,564
消耗品費(事業)	388,734
食 糧 費(事業)	8,690
修 繕 費(事業)	134,138
水道光熱費(事業)	1,664,951
燃 料 費 (事業)	19,989
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	88,620
保 険 料(事業)	74,040
租税公課(事業)	305,400
研 修 費 (事業)	7,985
支払助成金(事業)	295,000

当期事業費 計

8,781,103

合 計

8,781,103

事業費 計

8,781,103

#### 【管理費】

給料 手当	6,547,571
役員 報酬	640,000
役員議事報償費	495,000
法定福利費	456,427
通 信 費	269,407
水道光熱費	23,700
旅費交通費	660
会 議 費	11,482
事務用消耗品費	350,248

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

印刷製本費	373,896	
賃借料	62,130	
修繕費	145,710	
車両燃料費	89,034	
保険料	201,690	
租税公課	12,730	
諸会費	23,000	
リース料	642,036	
業務委託料	306,496	
減価償却費	148,282	
管理費計		10,799,499
経常収支差額		439,514
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出計		0
当期収支差額		439,514
前期繰越収支差額		2,244,654
次期繰越収支差額		2,684,168

# 特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)  
自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

## 《経常収支の部》

### [経常収支の部]

#### 【経常収入】

事業 収入	4,785,400
助成金収入	613,000
受取交付金	12,962,724
負担金収入	493,988
寄付金収入	20
雑 収 入	92,451
売 上 高	72,495
受託事業収入	1,000,000
受取利息収入	38

経常収入 計

20,020,116

#### 【事業費】

給料手当(事業)	1,071,761
業務委託費(事業)	3,097,766
諸 謝 金(事業)	191,464
使 用 料(事業)	34,957
印刷製本費(事業)	741,130
会 議 費(事業)	15,864
旅費交通費(事業)	446,570
通信運搬費(事業)	187,564
消耗品費(事業)	388,734
食 糧 費(事業)	8,690
修 繕 費(事業)	134,138
水道光熱費(事業)	1,664,951
燃 料 費 (事業)	19,989
地代家賃(事業)	6,480
賃 借 料(事業)	88,620
保 險 料(事業)	74,040
租税公課(事業)	305,400
研 修 費 (事業)	7,985
支払助成金(事業)	295,000

当期事業費 計

8,781,103

合 計

8,781,103

事業費 計

8,781,103

#### 【管理費】

給料 手当	6,547,571
役員 報酬	640,000
役員議事報償費	495,000
法定福利費	456,427
通 信 費	269,407
水道光熱費	23,700
旅費交通費	660
会 議 費	11,482
事務用消耗品費	350,248

# 特定非営利活動に係る活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

印刷製本費	373,896	
賃借料	62,130	
修繕費	145,710	
車両燃料費	89,034	
保険料	201,690	
租税公課	12,730	
諸会費	23,000	
リース料	642,036	
業務委託料	306,496	
減価償却費	148,282	
管理費計		<u>10,799,499</u>
経常収支差額		<u>439,514</u>
当期正味財産増加額		<u>439,514</u>
前期繰越正味財産額		<u>2,244,654</u>
当期正味財産合計		<u><u>2,684,168</u></u>

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

団体の名称 特定非営利活動法人  
代表者氏名 まちづくり推進隊詫間 様


令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 5 年 4 月 7 日

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

監事 江 頼 昌 道 

監事 矢 野 太 一 

## 全役員名簿

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進協議会

役職名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	猪 兒 勇 二	三豊市詫間町詫間809番地2	R5.4.1~ R6.3.31	有
副理事長	内 田 利 仁	三豊市詫間町詫間5612番地	R5.4.1~ R6.3.31	有
副理事長	陶 山 光 義	三豊市詫間町香田307番地	R5.4.1~ R6.3.31	有
理 事	太 田 雅 博	三豊市詫間町香田甲4番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	大 谷 和 則	三豊市詫間町詫間1516番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	大 下 利 勝	三豊市詫間町積223番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	久 保 田 守	三豊市詫間町松崎2780番地337	R5.4.1~ R5.3.31	無
理 事	竹 安 孝 行	三豊市詫間町詫間4529番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	本 田 進	三豊市詫間町松崎1688番地3	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	松 村 慶 吾	三豊市仁尾町仁尾甲137番地3	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	湊 俊 之	三豊市詫間町積1342番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	三 宅 俊 輝	三豊市詫間町詫間1183番地37	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜甲1934番地	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	吉 田 明 生	三豊市詫間町詫間5630番地9	R5.4.1~ R6.3.31	無
理 事	江 頭 昌 道	三豊市詫間町大浜甲1175番地1	R5.4.1~ R6.3.31	有
監 事	矢 野 太 一	三豊市詫間町詫間629番地1	R5.4.1~ R6.3.31	有

## 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) まちの魅力向上に関する事業
- (6) 自治会活動との連携に関する事業
- (7) 公民館活動との連携に関する事業
- (8) 関係諸団体との連携に関する事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人



(入会)

- 第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

- 第 8 条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 除名されたとき。
  - (3) 本人が死亡したとき。
  - (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

- 第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

- 第 12 条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。
- (1) 理事 3 人以上 13 人以内
  - (2) 監事 2 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 13 条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
  - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、法令、定款の定め並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

- 第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

### (権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

### (開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

### (定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

## (議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

## (表決権等)

- 第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
  - 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

## (構成)

- 第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

## (権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他運営に関する必要な事項

## (開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

## (招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く開催することができる。

## (議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

## (議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第 33 条第 4 項の場合及び議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

- 4 前2項の規定により表決もしくは委任した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 部会及び委員会の設置

(部会及び委員会の設置)

第38条 この法人の目的及び特定非営利活動の種類ごとに、それぞれの事業を実施するために、部会及び委員会を置くことができる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

## (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 一般会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

## (残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

## (合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 活動の区域

## (活動の区域)

第 55 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第 11 章 公告の方法

## (公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 12 章 雑則

## (雑則)

第 57 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮 川 正 夫
副理事長	江 頭 昌 道
副理事長	谷 口 勝 久
理事	田 坪 由香里
理事	田 中 達 也



理事	富	山	マユミ
理事	中	田	勝久
理事	森		伸男
理事	矢	野	太一
監事	工	藤	加代子
監事	藤	井	隆盛

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

本書は、当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間  
理事長 猪 兒 勇 二